

決議

5月開会議会の5月15日に審議し、否決しました。 近藤ひろひで議員に対する議員辞職勧告決議

公職選挙法第199条の2第1項において、公職の候補者等(公職にある者を含む。)は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄付をしてはならないと読み取れる。しかし、近藤ひろひで議員は、地域の夏祭り、秋祭り等の催事において、金銭の提供をしているとの証拠があり、258名の市民からの署名により、政治倫理審査請求が提出されました。この件については、すでに告発が行われ、書類送検されています。

審査会での本人の発言により、地域の祭礼において「会費」名目で金銭を支払っていた事実も確認され、議員当選以降、長期にわたり、繰り返し金銭提供を行ってきたことが明らかになりました。さらに、祭礼への金銭提供だけでなく、有権者に対し、魚やアイス等の差し入れも本人が認めています。審査会に提出された愛知県選挙管理委員会の「寄附禁止のあらまし」や国会での質問主意書等の資料によれば、これらの行為は、公職選挙法に抵触する可能性が極めて高いですが、審査会では、結果的に、審査請求は、事実と認定しないと決しました。

この判断は、市民の常識から大きくかけ離れており、政治不信をさらに深める結果となっています。本市議会は、議会の自浄作用が強く問われるこの深刻な事態において、市民の信頼を回復し、議会の品位と名誉を守るため、近藤ひろひで議員が自らの行為の重大性を認識し、責任をとることを求め、議員辞職を強く勧告します。

以上、決議する。

令和8年5月15日

愛知県豊明市議会

決議

6月定例会議会の6月24日に審議し、可決しました。 近藤ひろひで議員に対する名誉回復を求める信任決議

令和6年11月21日及び令和6年12月11日付にて公職選挙法が禁ずる寄付行為に該当する可能性について審査請求があり、豊明市議会議員政治倫理条例に基づき7回に渡り審査を行い、豊明市議会議員政治倫理条例第4条第1号から第3号の基準を遵守することを怠った事実がないと認定しました。また、本案件に関係者より告発が行われ、書類送検されましたが、令和8年5月27日付で不起訴処分が決定しており政治倫理、選挙違反の双方から見ても問題がなかったことが証明されました。

なお、近藤ひろひで議員におかれましては、本市議会において3期11年間の長きにわたり議会活動に参画され、副議長をはじめ、議会運営委員会委員長、建設文教委員会委員長、建設消防委員会副委員長、決算特別委員会委員長、予算特別委員会副委員長と様々な要職を歴任し、昨年度は議長に就任されました。人格は高潔であり、高い識見と力強い実行力を持ち、議員の資質を兼ね備えております。つきましては、近藤ひろひで議員に対しての疑惑を晴らし、議員として信任いたします。信任決議を持って名誉回復措置といたします。

以上、決議する。

令和8年6月24日

愛知県豊明市議会

決議

6月定例会議会の6月24日に審議し、否決しました。 近藤ひろひで議員に対する議員辞職勧告決議

近藤ひろひで議員が、地域の夏祭り等で金銭の提供をしていたとの証拠に基づき、関係者により、令和7年11月5日付で告発がなされました。これを受け、愛知警察署が書類送検し、名古屋地方検察庁は令和8年5月27日に不起訴処分としました。

不起訴処分理由告知書には「起訴猶予」と明記されており、公職選挙法違反の嫌疑が存在したことを前提に、検察官の裁量により起訴を見送ったものであります。

にもかかわらず、本市議会は、選挙違反に問題がなかったことが証明されたとして名誉回復の信任決議を可決しました。このような判断は、不起訴処分の法的性質を踏まえた慎重な検討を欠くものであり、議会が本来備えるべき自浄能力に対する市民の信頼を大きく損なう結果となっています。

近藤ひろひで議員は、これまで3期11年にわたり議員を務め、議長をはじめ、様々な要職を歴任してきました。今回の事案についてはなおのこと、自らの出处進退を判断する責任は、より一層重いものと考えます。

よって、本市議会は、失われた議会への信頼を回復するため、近藤ひろひで議員に対し、本件の責任を厳粛に受け止め、議員の職を辞することを強く勧告します。

令和8年6月24日

愛知県豊明市議会